

第73期 定時株主総会 招集ご通知

自2022年4月1日 至2023年3月31日

日時

2023年6月27日(火曜日)

午前10時 (受付開始：午前9時)

場所

東京都文京区後楽二丁目2番8号

当社本店 11階会議室

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより、

2023年6月26日(月曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 第73期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類等	47
■ 計算書類等	53

証券コード1893
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

代表取締役社長 清水 琢 三

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第73期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.penta-ocean.co.jp>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（五洋建設）または証券コード（1893）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（または電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類）をご検討いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
 2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号 当社本店 11階会議室
（末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第73期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。



書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
2023年6月26日(月曜日)午後5時までに
到着するようご返送ください。
なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、
2023年6月26日(月曜日)午後5時までに
議案に対する賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (以下) までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。行使内容を修正したい場合は、お手数ですが下記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2023年6月26日（月曜日）午後5時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
 - (2) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
 - (3) インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
 - (4) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。
- (注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回に限り**議決権を行使できます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来に備えた経営基盤の強化、および技術開発や設備投資による収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、自己資本の充実および今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類
金銭
 - (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 24円
総額 6,859,261,824円
 - (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月28日

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び役位	当事業年度 取締役会 出席状況
1	再任	しみず たくぞう 清水 琢三	代表取締役社長 兼 執行役員社長	100% (23回/23回)
2	再任	うえだ かずや 植田 和哉	代表取締役 兼 執行役員副社長	100% (23回/23回)
3	再任	のぐち てつし 野口 哲史	取締役 兼 専務執行役員	100% (23回/23回)
4	再任	わたなべ ひろし 渡部 浩	取締役 兼 専務執行役員	100% (23回/23回)
5	再任	やました ともゆき 山下 朋之	取締役 兼 専務執行役員	100% (23回/23回)
6	再任	ひだか おさむ 日高 修	取締役 兼 常務執行役員	100% (18回/18回)
7	再任	かわしま やすひろ 川嶋 康宏	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (23回/23回)
8	再任	たかはし ひでのり 高橋 秀法	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (23回/23回)
9	再任	なかの ほくと 中野 北斗	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (23回/23回)
10	再任 女性	せきぐち みな 関口 美奈	社外取締役候補者 独立役員候補者	94% (17回/18回)

候補者番号 1

しみず たくぞう
清水 琢三 (1958年6月8日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月	当社入社	2014年4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長
2009年4月	当社執行役員 名古屋支店長	2014年6月	当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る)
2012年4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長	2016年5月	一般社団法人日本埋立浚渫協会会長 (現在に至る)
2012年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上		
2013年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上		

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本埋立浚渫協会 会長

■ 取締役候補者とした理由

清水琢三氏は、当社における土木事業、経営企画等に関する豊富な業務経験を有しております。2014年6月に社長就任以来、経営トップとして企業価値向上を目指した経営戦略を推進しており、引き続き豊富な職務経験や知見を経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
78,000株

候補者番号 2

うえだ かずや
植田 和哉 (1958年8月2日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月	当社入社	2014年6月	当社取締役 兼 常務執行役員
2011年4月	当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長	同上	
2013年4月	当社常務執行役員 同上	2015年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上
2014年4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長	2017年4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

植田和哉氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
34,900株

候補者番号 3

の ぐち てっ し
野口 哲史 (1960年9月11日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月	当社入社	2018年4月	当社取締役 兼 専務執行役員
2012年4月	当社執行役員 名古屋支店長		同上 (現在に至る)
2014年4月	当社執行役員 土木部門土木本部副本部長		
2014年6月	当社取締役 兼 執行役員 同上		
2016年4月	当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木本部長		

■ 取締役候補者とした理由

野口哲史氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
32,600株

候補者番号 4

わた なべ ひろし
渡部 浩 (1960年3月16日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1984年4月	当社入社	2019年4月	当社取締役 兼 専務執行役員
2015年4月	当社執行役員 建築部門建築営業本部副本部長		同上 (現在に至る)
2017年4月	当社常務執行役員 建築部門建築営業本部長		
2017年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上		

■ 取締役候補者とした理由

渡部浩氏は、当社における建築事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
27,900株

候補者番号 5

やま した とも ゆき
山下 朋之 (1962年12月4日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1986年4月	当社入社	2019年4月	当社取締役 兼 常務執行役員
2017年4月	当社執行役員 経営管理本部人事部長 兼 総務部長	同上	同上
2018年4月	当社執行役員 経営管理本部部長 兼 総務部長 兼 CSR推進室長	2021年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部部長 兼 CSR推進室長
2018年6月	当社取締役 兼 執行役員 同上	2022年7月	当社取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部部長 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

山下朋之氏は、当社における人事、総務等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 所有する当社株式数
29,000株

候補者番号 6

ひ だか おさむ
日高 修 (1964年9月21日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

1988年4月	当社入社	2023年4月	当社取締役 兼 常務執行役員
2017年4月	当社国際部門国際土木本部副本部長	同上 (現在に至る)	同上 (現在に至る)
2020年4月	当社執行役員 国際部門国際土木本部長		
2022年6月	当社取締役 兼 執行役員 同上		

■ 重要な兼職の状況

Koh Brothers Eco Engineering社 取締役
(シンガポール証券取引所カタリスト市場に上場、当社の持分法適用関連会社)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

■ 取締役候補者とした理由

■ 所有する当社株式数
5,600株

日高修氏は、当社における海外事業に関して、29年間におよぶ海外勤務を通して豊富な業務経験を有しております。その幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 **7**

かわ しま やす ひろ
川嶋 康宏 (1944年8月18日生)

再任 社外 独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

1969年4月	運輸省（現 国土交通省）入省	2005年5月	日本港湾空港建設協会連合会 会長
1998年6月	同省港湾局長	2006年5月	社団法人海洋調査協会（現 一般社団法人海洋調査協会）会長
2000年6月	同省大臣官房技術総括審議官		（現任）
2001年1月	国土交通省技術総括審議官	2006年7月	新日鉄エンジニアリング株式会社 （現 日鉄エンジニアリング株式会社）顧問
2001年7月	財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（現 一般財団法人港湾空港総合技術センター）理事長	2016年6月	当社社外取締役（現在に至る）
2004年3月	新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）顧問		

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人海洋調査協会 会長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

川嶋康宏氏は、港湾局長を務めるなど組織トップとしての経験が豊富であり、建設産業及び港湾建設技術に関する高い見識と専門知識を有しておられます。これまでの幅広い経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献を期待して社外取締役候補者としてしました。

■ 当事業年度の取締役会への出席状況
100%（23回／23回）

■ 所有する当社株式数
10,700株

■ 取締役在任年数
（本総会終結時）7年

候補者番号 **8**

たか はし ひで のり
高橋 秀法 (1951年8月26日生)

再任 社外 独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

1977年11月	武蔵監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社	2010年7月	日本公認会計士協会 常務理事
1982年8月	公認会計士登録	2010年8月	同監査法人本部経営シニアアドバイザー、シニアパートナー
1991年8月	センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員	2014年6月	同監査法人退職
2006年6月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常任理事	2014年9月	日本公認会計士協会 自主規制・業務本部長
2008年8月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）経営専務理事	2017年6月	当社社外取締役（現在に至る）
		2018年6月	日本バルカー工業株式会社（現 株式会社バルカー）社外監査役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

株式会社バルカー 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋秀法氏は、公認会計士として、また監査法人の経営者として、豊富な経験と知識を有しておられます。これまでの幅広い経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献を期待して社外取締役候補者としてしました。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）の業務執行に携わっておられましたが、同監査法人を2014年6月に退職してからすでに約9年経過しており、独立性に影響を与えることはないものと判断しております。

■ 当事業年度の取締役会への出席状況
100%（23回／23回）

■ 所有する当社株式数
10,600株

■ 取締役在任年数
（本総会終結時）6年

候補者番号 **9**

なか の ほくと
中野 北斗 (1959年12月22日生)

再任 **社外** **独立**



■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年4月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行	2016年4月	みずほ証券株式会社 常務執行役員 グローバルマーケット部門副部門長
2010年4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行） 執行役員 国際為替部長	2018年3月	株式会社アシックス 取締役
2015年10月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 東アジア地域ユニット長	2020年3月	同社 常務執行役員
		2021年3月	新日本電工株式会社 社外取締役（現在に至る）
		2021年6月	当社社外取締役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

新日本電工株式会社 社外取締役

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野北斗氏は、みずほ証券株式会社および株式会社アシックスにおける企業経営に関する豊富な経験と知識を有しておられます。これまでの幅広い経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献を期待して社外取締役候補者となりました。

■ 所有する当社株式数
0株

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の主要借入先である株式会社みずほ銀行およびその親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループに2016年3月まで在籍しておりましたが、退任後7年以上経過しており、当社の定める独立性判断基準を満たしております。また、当社は、同氏が2021年6月まで在籍されていた株式会社アシックスとの間で取引はございません。以上のことから、独立性に影響はないものと判断しております。

■ 取締役在任年数
(本総会最終時) 2年

候補者番号 **10**

せき ぐち み な
関口 美奈 (1963年8月15日生)

再任 **社外** **独立** **女性**



■ 略歴、地位及び担当の状況

1993年4月	アーサーアンダーセン・ダラス事務所 入所	2013年7月	KPMG Asia Pacific Region エネルギーセクター統括責任者
1996年9月	朝日監査法人（アーサーアンダーセン日本法人、現有限責任あずさ監査法人）に転籍	2020年9月	KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン 気候変動リスクと脱炭素化アドバイザーサービス統括責任者
2006年7月	株式会社KPMG FAS（あずさ監査法人 M&A サービス専門子会社）に転籍	2022年6月	当社社外取締役（現在に至る）
2012年7月	有限責任あずさ監査法人 マネージング・ディレクター KPMG Japan エネルギー・インフラストラクチャーセクター統括責任者	2022年9月	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 非常勤監事（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 非常勤監事
YKK AP株式会社 社外監査役 (2023年6月8日就任予定)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
94% (17回/18回)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

関口美奈氏は、有限責任あずさ監査法人およびKPMG Japanにおいて、エネルギー分野、気候変動問題・カーボンニュートラル等、サステナビリティやESGに関する豊富な経験と知識を有しておられます。これまでの幅広い経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献を期待して社外取締役候補者となりました。

■ 所有する当社株式数
0株

■ 取締役在任年数
(本総会最終時) 1年

-
- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川嶋康宏氏、高橋秀法氏、中野北斗氏、関口美奈氏は、いずれも会社法に定める社外取締役候補者であります。
また、第2号議案をご承認いただいた場合には、当社は川嶋康宏氏、高橋秀法氏、中野北斗氏、関口美奈氏との間で、当社定款第30条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 川嶋康宏氏、高橋秀法氏、中野北斗氏、関口美奈氏は証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。各氏は証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしております。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、14ページに記載の通りです。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。
候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、33ページに記載の通りです。

以 上

取締役および監査役のスキルマトリックス

		取締役・監査役が有している専門性・経験						
	氏名	企業経営	技術/IT	営業/ 事業戦略	財務/会計	法務/リスク マネジメント	CSR/サステナビリティ	グローバル
取 締 役	清水 琢三	●	●	●			●	
	植田 和哉	●	●	●				
	野口 哲史		●	●				
	渡部 浩		●	●				●
	山下 朋之				●	●	●	●
	日高 修		●	●				●
	川嶋 康宏	社外	●	●				●
	高橋 秀法	社外	●			●	●	
	中野 北斗	社外	●		●	●		●
関口 美奈	社外 女性	●		●	●	●	●	
監 査 役	稲富 路生				●	●	●	●
	倉石 英明	社外		●	●			●
	菅波 慎	社外		●			●	
	竹林 久	社外	●	●			●	

※CSR/サステナビリティ：ESG、IR/広報、D&I、人権尊重、地球規模の環境問題等を含む

(該当の基準)

企業経営	代表取締役、他企業の取締役、監査法人・財団法人等の理事長・理事等の経験者
技術/IT	建設技術やIT等の専門知識を有する者/担当執行役員・部長等の経験者
営業/事業戦略	営業・事業戦略の担当役員・部長等の経験者
財務/会計	財務・会計の専門知識を有する者/担当執行役員・部長等の経験者
法務/リスクマネジメント	法務・リスクマネジメントの専門知識を有する者/担当執行役員・部長等の経験者
CSR/サステナビリティ	CSR・サステナビリティの専門知識を有する者/担当執行役員・部長等の経験者
グローバル	グローバルビジネスの専門知識を有する者/担当執行役員・部長等の経験者/海外勤務経験者

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、社外役員という。）とは、以下のいずれにも該当しない者をいう。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^{*1}又は業務執行者であった者
- ② 現在又は過去5年間に於いて、当社の主要株主^{*2}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ③ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ④ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先^{*3}とする者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑤ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先^{*4}又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループから多額^{*5}の寄附を受けている組織の業務執行者
- ⑦ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑧ 現在又は過去3年間に於いて、当社の大口債権者等^{*6}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑨ 当社の会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑩ 当社グループから多額^{*5}の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- ⑪ 上記①～⑩に該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族
- ⑫ その他、当社の一般株主全体との間で上記各項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある人物
- ⑬ 当社において、社外役員の地位の通算在任期間が8年間を越す者

※1 法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人又はその他の使用人

※2 議決権所有割合10%以上の株主

※3 その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者

※4 当社グループに対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者

※5 過去3事業年度平均年間1000万円以上

※6 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

(2015年11月11日制定)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、主要国で新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和されたことから景気に持ち直しの動きが見られました。一方で、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、世界的な資源・エネルギー価格や物価の高騰が続き、欧米においては金融引き締めにより景気が後退する等、先行き不透明な状況が続きました。

建設業を取り巻く環境は、国内の公共投資は前年度の経済対策と合わせて切れ目のない予算執行により堅調に推移しました。民間投資も、旺盛な物流や都市再開発の需要に加え、企業業績の回復を背景に堅調に推移しました。海外においても、当社の拠点であるシンガポールや東南アジアでは建設投資は堅調でした。しかしながら、燃料やエネルギー、建設資材価格の高騰、高止まりによって国内外ともに工事原価の上昇に直面しました。

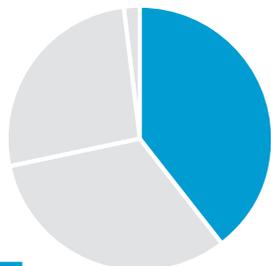
このような事業環境の下、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高5,022億円（前連結会計年度比9.6%増）、営業

利益41億円（同74.2%減）、経常利益14億円（同91.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益7億円（同93.6%減）となりました。

売上高は、国内土木、国内建築、海外事業すべてにおいて手持工事が進捗したことにより増収となりました。その一方で、海外において複数の工事で工事損失約160億円を計上したことにより売上総利益が大幅に減少し、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも大幅な減益となりました。

【事業セグメント別概況】

国内土木



39.5%

売上高 **1,983** 億円

営業利益 **174** 億円

売上高は1,983億円（前連結会計年度比12.1%増）となりましたが、完成工事総利益率の低下によりセグメント利益は174億円（同0.2%減）となりました。

当社個別の受注高につきましては、国内最大規模となる大型港湾工事や洋上風力建設工事などの受注により、前期に比べ1,451億円増加し、3,106億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

（注）左の円グラフは、各事業セグメント売上高の全事業セグメント売上高合計に対する割合を示しております。

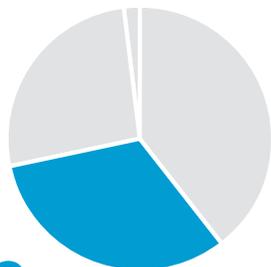
○主な受注工事

発注者	工事名称
九州地方整備局	令和4年度馬毛島係留施設等築造工事
ひびきウインドエネルギー株式会社	北九州響灘洋上ウインドファーム建設工事 風車基礎・海洋工事
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	北海道新幹線、大新高架橋工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
米軍	横須賀米軍棧橋建設工事
西日本高速道路株式会社	中国横断自動車道 牧トンネル工事
北陸地方整備局	新潟空港進入灯（28側）橋梁工事

国内建築



32.3%

売上高 **1,624** 億円

営業利益 **21** 億円

売上高は1,624億円（前連結会計年度比5.9%増）となりましたが、建設資材価格高騰の影響などによりセグメント利益は21億円（同43.0%減）となりました。

当社個別の受注高につきましては、国内最大規模となる再開発事業などの受注により、前期に比べ616億円増加し、2,217億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

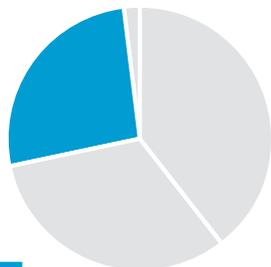
○主な受注工事

発注者	工事名称
月島三丁目北地区市街地再開発組合	月島三丁目北地区第一種市街地再開発事業 施設建築物新築工事
広島市	広島市環境局施設部南工場建替工事
久喜市	（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業

○主な完成工事

発注者	工事名称
富士見町開発合同会社	（仮称）広島市中区富士見町地区フルサービスホテル建設工事
西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合	西新宿五丁目北地区防災街区整備事業に伴う施設建築物等新築工事
日本G L P株式会社	G L P 沖縄浦添プロジェクト

海外



26.5%

売上高 **1,331** 億円

営業損失 **161** 億円

売上高は1,331億円（前連結会計年度比10.7%増）となりましたが、複数の大型工事において工事損失を計上した影響でセグメント損失は161億円（前連結会計年度は60億円のセグメント損失）となりました。

当社個別の受注高につきましては、シンガポールで大型病院建築工事、インドネシアで大型港湾工事などの受注が寄与し、前期に比べ884億円増加し、1,364億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

○主な受注工事

発注者	工事名称
シンガポール政府	エレクティブケアセンター&ナショナルデンタルセンター 新築工事
インドネシア政府	パティンバン港開発事業（第一期－フェーズ2）パッケージ6 コンテナターミナルNo.2 建設工事
香港恒生大学	香港恒生大学教育施設 新築工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
香港特別行政区政府	データセンター建築工事
シンガポール政府	トムソンライン 地下鉄工事 T219工区
ジュロントウン公社	トゥアスフィンガーワン埋立工事

その他



1.7%

売上高 **83** 億円

営業利益 **7** 億円

国内開発事業、造船事業、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等のその他につきましては、売上高は83億円（前連結会計年度比9.5%増）となり、セグメント利益は7億円（同10.9%減）となりました。

【当社グループの事業セグメント別売上高及び営業利益】

(単位：百万円)

事業区分		売上高		営業利益	
建設事業	国内土木	198,324	12.1%	17,422	△0.2%
	国内建築	162,447	5.9%	2,081	△43.0%
	海外	133,129	10.7%	△16,101	－%
	その他	8,304	9.5%	714	△10.9%
計		502,206	9.6%	4,116	△74.2%
調整額		－	－	2	△11.8%
合計		502,206	9.6%	4,119	△74.2%

(注) %表示は、対前期比増減率を表示しております。

【当社の受注高・売上高・繰越高】

(単位：百万円)

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	204,579	310,563	185,032	330,110
	国内建築	256,488	221,699	160,113	318,074
	海外	(324,117) 379,317	136,415	123,491	392,241
	計	(785,185) 840,386	668,677	468,638	1,040,426
その他		－	426	426	－
合計		(785,185) 840,386	669,104	469,065	1,040,426

(注) 前期繰越高の上段 () 内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は10,392百万円で、主なものは、建物、機械、船舶などの新設及び更新によるものです。総額のうち3,078百万円は、室蘭製作所新工場の建替費用であり、1,961百万円はベルギーのDEME Offshore Holding NV社との共同で改造を進めているSEP型多目的起重機船*の建造費の一部です。SEP型多目的起重機船は2024年度の完成を予定しております。

※SEP：Self-Elevating Platform（自己昇降式作業台船）

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、総額200億円のシンジケーション方式による長期コミットメントラインを設定しております。

なお、当連結会計年度に、新株発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

国内外の社会、経済情勢は、景気に持ち直しの動きが見られる一方で、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、世界的な資源・エネルギー価格や物価の高止まり、欧米における利上げによる景気減速等の影響があり、我が国経済の先行きも引き続き不透明な状況にあります。

建設事業を取り巻く事業環境は、国内にあっては引き続き国土強靱化等の堅調な公共投資と、物流や都市再開発、経済安全保障の観点からの設備投資等の堅調な民間投資が見込まれます。海外においても、当社の拠点であるシンガポールや東南アジアではインフラ需要は堅調です。しかしながら、建設資材価格の高止まりや不安定な世界情勢、金融市場の動向等について、引き続き注視する必要があります。

以上のような見通しの下、2023年度を初年度とする「中期経営計画（2023～25年度）」を策定しました。新中期経営計画では、サステナビリティ経営を実践する“真のグローバル・ゼネラルコントラクター”を目指します。それを実現するため、ESGに関する重要課題として、①気候変動問題への対応、②豊かな環境の創造、③良質な社会インフラ・建築物の建設、④技術開発・技術力の強化、⑤D&Iの推進、⑥人権の尊重と持続可能なサプライチェーン、⑦労働安全衛生の確保、⑧実効あるガバナンスの推進の8項目のマテリアリティを特定しました。当社グループは、建設事業活動において技術に裏打ちされた確かな安全と品質の提供はもちろんのこと、ESGの観点からあらゆるサステナビリティの課題に真摯に取り組むことで社会の持続的発展に貢献し、企業の持続的成長ならびに企業価値の向上につなげてまいります。

新中期経営計画では、複数の大型工事が国内外で始動、本格化することから、本計画期間中に過去最高の売上高と過去最高益の更新を見込んでいます。

■中期経営計画（2023～25年度）

- 目指す姿（ビジョン）
 - サステナビリティ経営を実践する“真のグローバル・ゼネラルコントラクター”
～サステナブルな建設事業活動を通じて社会の持続的な発展に貢献する

- 目指す姿と基本戦略
 1. 良質な社会インフラ・建築物を提供する企業
 - 良質な社会インフラ・建築物の建設（サステナブルな建設）
 - 技術に裏打ちされた競争力の強化、総合力の発揮
（フロントローディング、部門間連携、技術開発、外部連携）

 2. 現場生産性向上を推進するDX先進企業
 - DXの推進
 - 設計・施工・管理の効率化
（BIM/CIM、デジタルツイン、自動自律化、AI活用）
 - 現場書類のデータ化、情報共有の効率化
 - 現場遠隔支援体制の拡充

 3. 豊かな地球環境を創造するGX先進企業
 - 建設事業活動のCN化
 - 本業によるCN実現への貢献
（洋上風力建設、建物のZEB化）
 - 豊かな環境の創造
（資源循環、ブルーカーボン）

 4. 多様な人材が活躍するD&I先進企業
 - 多様な人材の確保・育成
 - D&Iの進化～女性、外国人の活躍推進
 - 働き方改革の加速

 5. サステナビリティ経営の実践
 - サステナビリティ経営の推進
 - 人間尊重～人権の尊重、労働安全衛生の確保
 - 実効あるガバナンスの推進

●主要経営指標（2025年度）

過去最高売上高、過去最高益更新へ

【連結】	売上高	6,600 億円
	当期純利益	250 億円
	有利子負債残高	1,140 億円
	ROE	10 %以上
	総還元性向	40 %

	2022年度実績		中期経営計画（2023～25年度）			
			2023年度（予想）		2025年度（計画）	
	個別	連結	個別	連結	個別	連結

【業績目標】

建設受注高	6,687億円		5,400億円		5,400億円	
売上高	4,691億円	5,022億円	5,705億円	6,100億円	6,205億円	6,600億円
営業利益	28億円	41億円	315億円	340億円	360億円	385億円
経常利益	5億円	14億円	295億円	320億円	340億円	365億円
当期純利益	2億円	7億円	200億円	220億円	230億円	250億円
1株当たり当期純利益	0.6円	2.4円	70円	77円	82円	89円

【財務目標（連結）】

有利子負債残高	937億円	1,135億円	1,140億円
D/Eレシオ(ネット)	0.3倍	0.3倍	0.2倍
自己資本利益率(ROE)	0.4%	13%	13%

【株主還元】

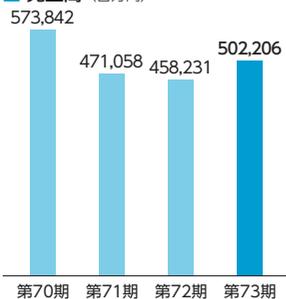
配当性向	1,002%	31%	—
総還元性向	1,002%	40%	40%

(5) 財産及び損益の状況の推移

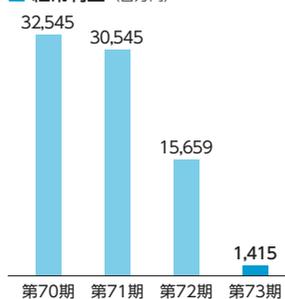
① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分		2019年度 第70期	2020年度 第71期	2021年度 第72期	2022年度 第73期
売 上 高	(百万円)	573,842	471,058	458,231	502,206
経 常 利 益	(百万円)	32,545	30,545	15,659	1,415
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	(百万円)	23,352	20,993	10,753	684
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	81.83	73.62	37.72	2.40
総 資 産	(百万円)	428,875	452,248	467,364	508,179
自 己 資 本 比 率	(%)	32.9	35.0	34.1	30.9
自 己 資 本 利 益 率 (ROE)	(%)	17.4	14.0	6.8	0.4
純 資 産	(百万円)	141,299	158,403	159,786	156,953

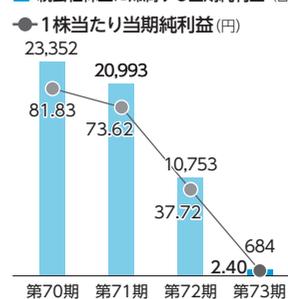
■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



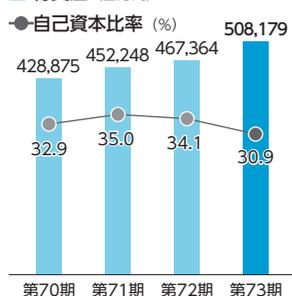
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



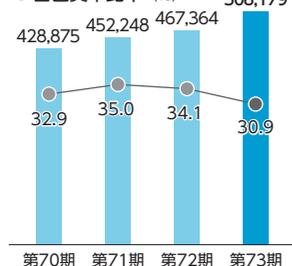
● 1株当たり当期純利益 (円)



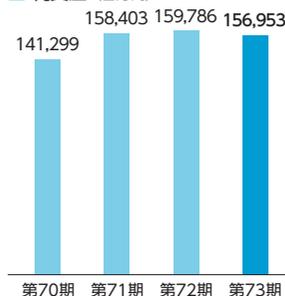
■ 総資産 (百万円)



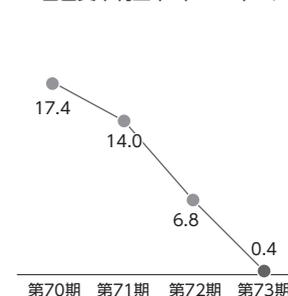
● 自己資本比率 (%)



■ 純資産 (百万円)



● 自己資本利益率 (ROE) (%)



② 当社の財産及び損益の推移

区 分	2019年度 第70期	2020年度 第71期	2021年度 第72期	2022年度 第73期
受 注 高 (百万円)	439,764	505,258	374,916	669,104
売 上 高 (百万円)	541,528	445,142	428,991	469,065
営 業 利 益 (百万円)	29,342	27,000	13,324	2,783
経 常 利 益 (百万円)	28,983	27,270	13,179	523
当 期 純 利 益 (百万円)	20,862	18,706	9,129	168
1株当たり当期純利益 ^(注1) (円)	73.11	65.60	32.03	0.59
総 資 産 (百万円)	419,496	446,525	456,004	495,506
純 資 産 (百万円)	126,703	140,025	139,835	135,079
期 末 株 価 (円)	569	869	613	632
工事代金回収率 ^(注2) (%)	91.0	90.3	89.4	91.2

(注) 1. 当社は、第68期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入し、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

2. 算定式：(完成工事受入金＋未成工事受入金) / (完成工事高＋未成工事出来高)

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
五 栄 土 木 株 式 会 社	200	100%	土木・建築工事の施工及び建設用資機材の販売・リース
洋 伸 建 設 株 式 会 社	66	100%	土木・建築工事の施工及び建設用資機材の販売・リース
ペンタビルダーズ株式会社	100	100%	建築工事の施工及びビル管理業
警固屋船渠株式会社	100	100%	船舶の建造・修理及び販売等

当社グループは、当社と上記の重要な子会社4社を含む連結子会社30社、非連結子会社1社及び関連会社8社から構成されております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業名	事業内容
建設事業 (国内土木 国内建築 海外)	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者(特-3)第1150号として国土交通大臣の許可を受け、建設工事の企画、調査、設計、積算、監理、施工、コンサルティング等の事業を行っております。
その他	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者(14)第1635号として国土交通大臣の免許を受け、不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理、鑑定等の事業を行っております。主として子会社において、造船、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所など (2023年3月31日現在)

① 当社

本店：東京都文京区後楽二丁目2番8号

支店：札幌支店(札幌市)	東北支店(仙台市)
北陸支店(新潟市)	東京土木支店(東京都文京区)
東京建築支店(東京都文京区)	名古屋支店(名古屋市)
大阪支店(大阪市)	中国支店(広島市)
四国支店(松山市)	九州支店(福岡市)

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：国際部門シンガポール本社	香港営業所	ベトナム営業所
インドネシア営業所	マレーシア営業所	エジプト営業所
タイ営業所	中東営業所	ミャンマー営業所
アフリカ営業所	デリー事務所	

② 重要な子会社

五栄土木株式会社	本店(東京都江東区)
洋伸建設株式会社	本店(広島市)
ペンタビルダーズ株式会社	本店(東京都文京区)
警固屋船渠株式会社	本店(呉市)

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分		従業員数(人)	前期末比増減(人)
建設事業	国内土木	2,156 (98)	83 (△8)
	国内建築	1,168 (51)	20 (△8)
	海外	151 (1,726)	△1 (21)
その他		150 (13)	△3 (△1)
全社(共通)		142 (42)	1 (6)
合計		3,767 (1,930)	100 (10)

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員(1,723人)及び国内の臨時従業員(207人)は、年間の平均人数を()内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数(人)	前期末比増減(人)	平均年齢	平均勤続年数
3,222 (1,721)	86 (△6)	41.6才	17.1年

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員(1,528人)及び国内の臨時従業員(193人)は、年間の平均人数を()内に外数で記載しています。

(10) 企業集団の主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金額残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	13,633
株式会社広島銀行	5,490
みずほ信託銀行株式会社	5,006

2 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 599,135,000株
 (2) 発行済株式の総数 285,802,576株（自己株式211,334株を除く）
 (3) 株主数 46,805名（前期末比1,871名増）
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	48,643	17.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	28,640	10.0
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	8,751	3.1
株式会社みずほ銀行	7,059	2.5
明治安田生命保険相互会社	5,990	2.1
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STR EET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KIN GDOM	4,948	1.7
東京海上日動火災保険株式会社	4,763	1.7
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,730	1.7
ジュニパー	4,454	1.6
損害保険ジャパン株式会社	4,280	1.5

- (注) 持株比率は、自己株式（211,334株）を控除して計算しております。なお、自己株式数には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」にかかる信託口が保有する当社株式（644,700株）を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年6月27日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。なお、2021年6月25日開催の第71期定時株主総会の決議により、2022年3月末日で終了する事業年度から、社外取締役は本制度の対象外となりました。

2022年4月1日時点における本制度にかかる信託口が所有する当社株式は726,400株でしたが、前事業年度末に退任した執行役員6名に対して70,700株を給付したことと、給付金銭の不足額を補充するため11,000株を売却したことにより、2023年3月31日時点において本制度にかかる信託口が所有する当社株式は644,700株です。

なお、当事業年度中に2020～2022年度の対象期間の追加信託分として新たに取得した株式はございません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

2023年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏名	役位・担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 琢三	執行役員社長 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 会長
代表取締役	植田 和哉	執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
取締役	野口 哲史	専務執行役員 土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当
取締役	渡部 浩	専務執行役員 建築部門建築営業本部長
取締役	山下 朋之	専務執行役員 経営管理本部長 兼 ICT推進室担当
取締役	日高 修	執行役員 国際部門国際土木本部長
取締役	川嶋 康宏	一般社団法人海洋調査協会 会長
取締役	高橋 秀法	株式会社バルカー 社外監査役
取締役	中野 北斗	新日本電工株式会社 社外取締役
取締役	関口 美奈	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 非常勤監事
常勤監査役	稲富 路生	
常勤監査役	倉石 英明	
常勤監査役	菅波 慎	
常勤監査役	竹林 久	

- (注) 1. 取締役のうち、川嶋康宏氏、高橋秀法氏、中野北斗氏、関口美奈氏は、会社法に定める社外取締役です。また4氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち、倉石英明氏、菅波慎氏、竹林久氏は、会社法に定める社外監査役です。また3氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りです。
- (1) 取締役勝村潤治氏、監査役重元亨太氏は、2022年6月24日に任期満了により退任いたしました。
- (2) 2022年6月24日開催の第72期定時株主総会において、日高修氏、関口美奈氏が取締役に、竹林久氏が監査役に、それぞれ新たに選任され、就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しております。2023年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
※執行役員社長	清 水 琢 三	
※執行役員副社長	植 田 和 哉	土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
執行役員副社長	上 総 周 平	土木部門担当
※専務執行役員	野 口 哲 史	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当
専務執行役員	田 原 良 二	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
※専務執行役員	渡 部 浩	建築部門建築営業本部長
専務執行役員	大 下 哲 則	土木部門洋上風力事業本部長 兼 土木部門担当 (営業) 兼 CN推進室長 兼 購買部担当
専務執行役員	勝 村 潤 治	国際部門国際管理本部長
※専務執行役員	山 下 朋 之	経営管理本部長 兼 ICT推進室担当
常務執行役員	福 島 正 浩	土木部門担当 (洋上風力)
常務執行役員	前 田 宏	土木部門担当
常務執行役員	松 山 章	南九州建設事業所長
常務執行役員	佐々木 毅	建築部門担当
常務執行役員	藤 原 豊 満	建築部門担当 (営業)
常務執行役員	大 津 義 人	建築部門都市開発本部長
常務執行役員	中 村 俊 智	東京土木支店長
常務執行役員	関 浩 一	土木部門担当
常務執行役員	北 橋 俊 次	経営管理本部担当 兼 総合監査部担当
常務執行役員	山 下 一 志	国際部門国際建築本部長
常務執行役員	関 本 恒 浩	ICT推進室長 兼 技術研究所担当
常務執行役員	吉 田 成 男	建築部門担当 (建築技術)
常務執行役員	中 橋 雅 人	建築部門担当 (営業)
常務執行役員	山 口 和 彦	名古屋支店長
常務執行役員	馬 場 浩 人	東京建築支店長
常務執行役員	河 上 清 和	四国支店長

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
常務執行役員	近 藤 敬 士	土木部門土木企画部長 兼 土木部門担当 (土木) 兼 土木部門担当 (環境)
常務執行役員	水 谷 誠	土木部門担当 兼 国際部門担当
執行役員	佐 藤 慎	国際部門担当 (土木)
執行役員	鶴 田 郁 夫	土木部門担当
執行役員	田 口 治 宏	国際部門担当 兼 香港営業所担当
執行役員	川 延 直 樹	建築部門担当 (設備)
執行役員	伊 原 成 章	国際部門担当 (建築)
執行役員	谷 川 純 一	東北支店長
※執行役員	日 高 修	国際部門国際土木本部長
執行役員	田 口 智	中国支店長
執行役員	福 島 伸一郎	土木部門担当
執行役員	神 林 一 隆	建築部門担当 (建築設計)
執行役員	小 倉 征 巳	九州支店長
執行役員	梶 元 淳 二	札幌支店長 兼 土木部門担当 (洋上風力)
執行役員	生 島 俊 昭	大阪支店長
執行役員	水 流 正 人	技術研究所長 兼 環境研究所長
執行役員	清 水 偉 章	安全品質環境本部長
執行役員	小 崎 正 弘	土木部門担当 (船舶機械) 兼 土木部門担当 (洋上風力)
執行役員	金 川 武 雄	建築部門都市開発本部事業開発部長 兼 建築部門担当 (営業)
執行役員	遠 藤 淳 一	経営管理本部経営企画部長 兼 財務部長

- (注) 1. ※は取締役兼務者です。
2. 当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。
(1)2022年4月1日に、吉田成男氏、中橋雅人氏、山口和彦氏、馬場浩人氏、河上清和氏、近藤敬士氏が常務執行役員に、生島俊昭氏、水流正人氏、清水偉章氏、小崎正弘氏、金川武雄氏、遠藤淳一氏が執行役員に、それぞれ就任しました。
(2)2023年3月1日に、水谷誠氏が常務執行役員に就任しました。
(3)2023年3月31日に、上総周平氏が執行役員副社長を、勝村潤治氏が専務執行役員を、福島正浩氏、前田宏氏、北橋俊次氏、関本恒浩氏が常務執行役員を、佐藤慎氏、鶴田郁夫氏が執行役員を、それぞれ退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき社外役員との間に社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害を当該保険により補填することとしております。

当該保険は、役員等がその職務の執行に伴い損害賠償の責任を負うことを過度に恐れることによりその職務の執行が委縮することが無いようにすることを目的としています。保険期間は1年間で、取締役会での決議を経て毎年4月に契約を更新しております。補償は、主に従業員に対する取締役としての監視監督義務の不履行または善管注意義務違反による株主代表訴訟、または第三者訴訟による損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害などを対象としています。

当該保険契約の被保険者は、当社および当社グループの国内連結子会社の役員（取締役、監査役、執行役員、退任役員）と重要な使用人および社外派遣役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、当社グループの国内連結子会社とは、五栄土木(株)、洋伸建設(株)、ペンタビルダーズ(株)、警固屋船渠(株)、ペンタテクノサービス(株)、ジャイワット(株)、(株)サンドテクノ、d o m i 環境(株)、三木バイオテック(株)、ペンタ保険サービス(株)、P K Y マリン(株)、ジャパンオフショアマリン(株)の12社です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役等の報酬制度の概要

取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という。）の報酬は、①基本報酬（金銭による固定報酬）、②個人業績に連動する業績連動報酬（個人業績連動報酬）、③会社業績に連動する業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）から成る金銭による業績連動報酬、及び④株式給付信託による業績連動型株式報酬（非金銭）で構成します。金銭による報酬額の水準は、外部専門機関による調査データを参考に、当社と時価総額が同規模の会社と同じ水準とします。

固定報酬（金銭）、業績連動報酬（金銭）及び業績連動報酬（非金銭）の割合は、それぞれ概ね65%、25%、10%とします。

取締役等の報酬の決定は、社外取締役全員と若干名の取締役により構成された人事委員会（委員長は社外取締役）に対して代表取締役が報酬案を諮問し、人事委員会での審議、検討結果を踏まえ取締役会で決定します。

社外取締役は、その職務に鑑み、個人別に設定される基本報酬（金銭による固定報酬）のみを支給し、業績連動報酬（金銭および非金銭）の対象外とします。

監査役の報酬は、固定の金銭報酬のみを支給します。

2) 取締役等の報酬制度の各報酬の決定方針

① 固定報酬（金銭）

執行役員の役位ごとに定めた基本報酬額に、取締役の責任の重さに見合った取締役加算報酬を加えた報酬額とします。

② 個人業績連動報酬（金銭）

個人が所属する部門あるいは支店の業績等の客観的指標に基づいた評価及び個人の定性的な評価により個人ごとの評価を決定し、固定報酬（金銭）の±10%の変動額を個人業績連動報酬とします。

客観的指標に基づく評価は、将来の売上高の指標となる建設事業の受注高の達成度、現状の収益の指標となる営業利益・営業利益率を各部門あるいは各支店の目標に対する実績の評価、また、工事代金回収率、建設事業における品質・安全への取組（表彰、生産性向上等の創意工夫による加点、事故・災害による減点、労働災害の度数率・強度率の目標達成度）や子会社の業績（営業利益）を加味し決定します。定性的評価は、取締役が各取締役等の個人業績を評価し決定します。

当事業年度を含む上記業績指標の推移は、事業報告1(5)②当社の財産及び損益の推移に記載の通りです。

③ 短期インセンティブ報酬（金銭）

役位ごとに定めた基準金額に、会社業績評価係数、営業利益係数、ROE係数、配当性向係数を乗じて算出される年次インセンティブ係数を乗じて評価します。年次インセンティブ係数は、2019年度の連結業績に基づく係数を基準に評価します。

会社業績評価係数は、個人業績連動報酬の評価と同じ方法で、会社業績に対する目標達成度等による客観評価、取締役各個人の定性評価の平均値、及び期末株価の期初からの変

動を日経平均ならびに同業主要会社の変動と比較して評価する株価評価に基づいて決定します。営業利益係数は、基準年度（2019年度）の連結営業利益額に対する当該年度の連結営業利益額の倍率で、ROE（自己資本利益率）係数は10%以上を1.0、5%未満を0とし、配当性向係数は配当性向30%以上を1.0、無配を0として評価します。ROE及び配当性向が中期経営計画の目標に合わせて設定された基準値を超えた時は1.0、またROEが5%以下や無配になった場合には0となり、短期インセンティブ報酬がゼロとなるよう設定しています。

④ 業績連動型株式報酬（非金銭）

株式給付信託による業績連動型株式報酬とします。役位ごとに定めたポイントに、②の個人業績連動報酬と同じ方法で、会社業績に対して評価した全社評価係数、個人の定性的な評価による個人評価係数、3年ごとに見直す基準株価に対する基準株価係数を乗じて、取締役等に付与するポイントを年度ごとに決定します。

以上の方針を、2021年5月11日開催の取締役会にて決議しております。

3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第71期定時株主総会において年額6億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当社の取締役の員数は、当社定款第18条に15名以内と定められておりますが、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第71期定時株主総会において、業績連動型株式報酬（非金銭）の信託拠出額の上限を対象期間（3事業年度）で550百万円以内（うち取締役170百万円、社外取締役は対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

監査役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第42期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されております。当社の監査役の員数は、当社定款第32条に5名以内と定められておりますが、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任

上記2)により算定した報酬額案を、代表取締役が取締役会の内部委員会である社外取締役全員と若干名の取締役により構成された人事委員会に諮問し、人事委員会が審議し代表取

締役に答申した結果を踏まえ、取締役会で決議することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

5) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		金銭報酬	株式報酬	
取締役	288百万円	274百万円	14百万円	11名
(うち社外取締役)	(46百万円)	(46百万円)	—	(4名)
監査役	68百万円	68百万円	—	5名
(うち社外監査役)	(43百万円)	(43百万円)	—	(4名)

- (注) 1. 上記の支給人員と支給額には、期中に退任した取締役1名、監査役1名を含めております。
2. 株式報酬の総額は、第67期定時株主総会の決議により導入し、第71期定時株主総会の決議により改定した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づく当事業年度中の支給額および引当金繰入額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職の状況
川嶋康宏(社外取締役)	一般社団法人 海洋調査協会 会長
高橋秀法(社外取締役)	株式会社バルカー 社外監査役
中野北斗(社外取締役)	新日本電工株式会社 社外取締役
関口美奈(社外取締役)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 非常勤監事

(注) 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に、特別な関係はありません。

② 主な活動状況

氏名	主な活動状況
川嶋康宏	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜いただくなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
高橋秀法	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜いただくなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員長として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
中野北斗	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜いただくなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
関口美奈	当事業年度に開催した取締役会18回中17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜いただくなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
倉石英明	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
菅波慎	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
竹林久	当事業年度に開催した取締役会18回中18回、監査役会10回中10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

摘 要	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	108百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	99百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	8百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	111百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、気候変動関連の業務支援等について、対価を支払っております。
4. 報酬等の額は、消費税等抜きで金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を決定し、株主総会に提案いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針について取締役会において決議した事項は次の通りであります。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

① リスク管理規則、対策本部規程を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。

③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決裁権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

（4）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号）

（会社法施行規則第100条第1項第4号）

① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。

② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同

委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。

- ③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。
 - ④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。
 - ⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - ② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するとともにグループ会社の損失の危険に関する規程及び体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。
 - ③ 取締役または執行役員は、関係会社管

理規程に従い、グループ会社の取締役に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。

- ④ グループ会社各社にリスクマネジメント委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。
 - ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規程に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) 監査役に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号～第7号)
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。
 - 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。
 - 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。
 - ② 内部監査部門は、内部監査に関する

結果について監査役に報告する。

- 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
 - ② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

(内部統制システムの運用状況の概要)

(1) 内部統制システム全般

当社は、当社及びグループ会社を含めたグループ全体の内部統制システム全般の整備・運用状況を、内部監査部門が監査し、継続的な改善と適正な業務の確認を行っております。取締役会は、第73期事業年度末の時点で、内部統制システムの整備・運用状況を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

(2) コンプライアンス体制

当社は、教育実施計画を策定し計画的な教育の実施によりコンプライアンスの徹底を図っております。階層別、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修や「行動規範」の浸透状況の確認を含めた教育の実施をしております。また、「コンプライアンス相談窓口」制度により社内外に相談窓口を設けており、当社、グループ会社及び協力会社が利用することで問題の早期発見と改善に努めています。

(3) リスク管理体制

リスクマネジメント委員会（当事業年度は12回実施）はリスクマネジメントの推進を行い、継続的な見直しによりリスク管

理体制を整備しております。リスクマネジメント委員会で報告されたリスクについて審議し、対応策等の実施を行いました。

また、大規模災害時の事業継続リスクに備えて、BCP防災訓練、津波避難訓練等を実施しております。

(4) グループ経営管理体制

当社の内部監査部門による監査等を実施し、グループ全体の業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議を実施し、グループ会社の経営管理を行っております。

(5) 取締役の職務執行管理体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則月2回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を23回開催しております。

(6) 監査役の職務執行管理体制

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、グループ会社を含む営業拠点への往査等を実施しております。当事業年度において監査役会は14回開催しております。

また、監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席しており、代表取締役とは定期的に面談を実施しました。

監査役は、内部監査部門から内部統制システムの整備・運用状況について定期的な報告を受けるとともに随時情報交換を行い、監査の実効性を高めました。

監査役は、会計監査人との定期的会合等を通じて内部統制システムの整備・運用状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求めました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は以下の通りです。

（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

（基本方針の実現に資する取組み）

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

（1）「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念並びに中期ビジョンを策定しております。

当社グループは、経営環境の変化に対応、あるいは先取りをしながら、この理念・ビジョンの実現を目指し、企業価値の向上を図るため、3カ年を期間とする中期経営計画を策

定しております。この中期経営計画は、環境の変化を踏まえた経営方針を掲げ、実効性の高い施策を策定し、実行していくものです。毎期、計画の進捗状況を確認し、状況に応じて計画を見直すとともに、3カ年ごとに計画の達成状況を検証し、その評価を次の計画の策定に活かしております。当社グループは、このサイクルを継続していくことによって、環境の変化に柔軟に対応しながら、中長期的な企業価値の向上が実現できるものと考えております。

【ご参考】

当社グループは新しい「中期経営計画(2023～25年度)」を策定いたしました。詳細につきましては、22～23ページをご覧ください。

(2) 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、基本的な考え方、運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、継続的に取締役会で見直しを行っております。本ガイドラインに則り、経営環境の変化に対応しながら、迅速かつ果断な意思決定ができる体制を構築し、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

なお、「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト(<https://www.penta-ocean.co.jp/>)に掲載しております。

1) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役、監査役会、会計監査人、内部監査部門が連携を図ることで経営に対する監督・監査機能の強化を図っています。

す。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、社外取締役を委員長とする役員人事及び報酬の諮問機関である人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。また、性別・年齢・国籍等にかかわらず、多様な人材の確保を推進しています。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

社外取締役と社外監査役は、自主的に社外者のみの意見交換会を開催し、独立した立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

2) 独立役員

当社は、社外役員7名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

3) コンプライアンスへの取組み

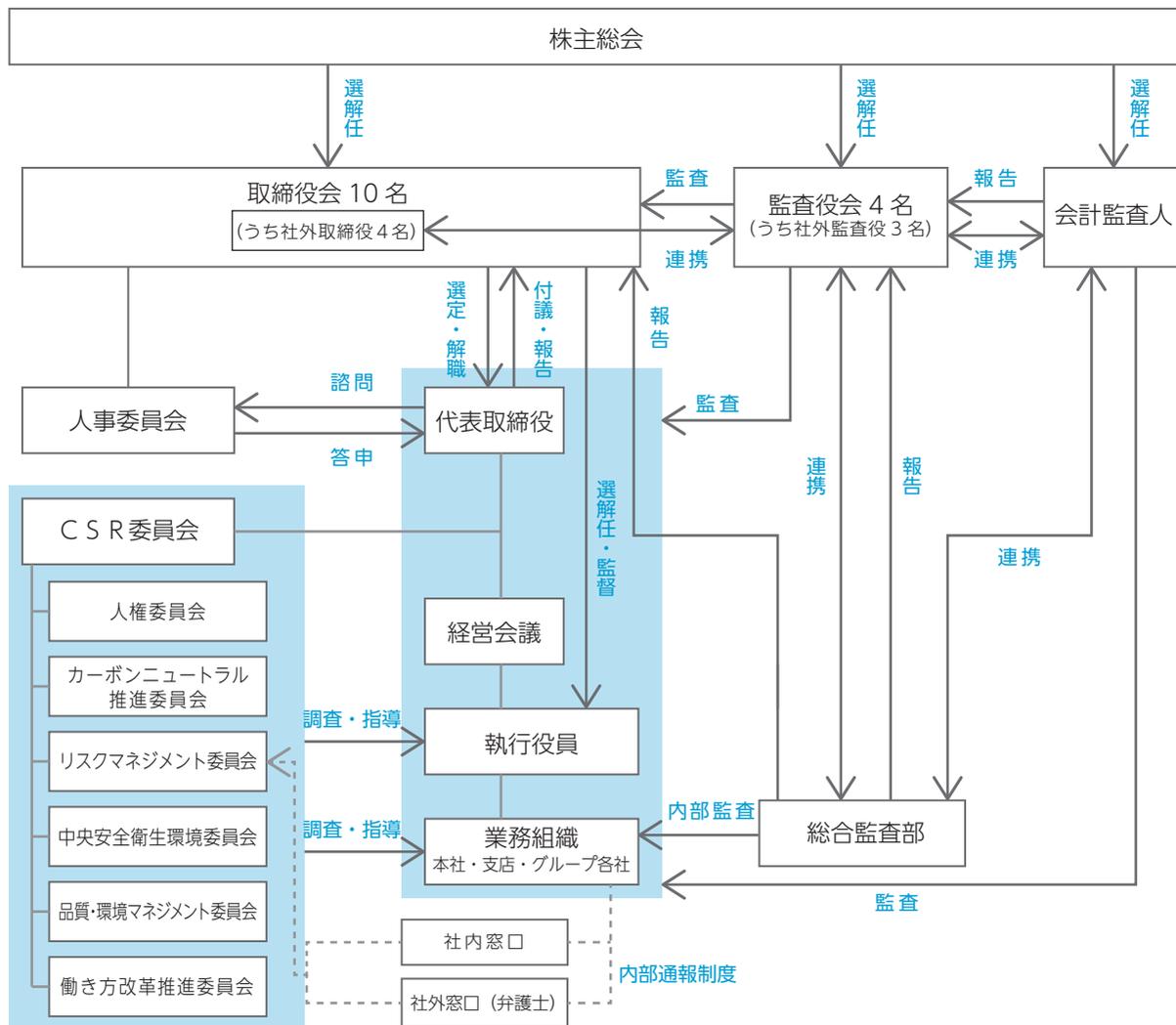
コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会の下にリスクマネジメント委員会を設置しています。法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。役職員一人ひとりが、経営理念を実現し、事業活動を適正に遂行して社会的責任を果たしていく上で、社会の一員として遵守すべき行動規範を定め、浸透に努めています。違法又は不適切な行為の通報先に、社内窓口のほか経営陣から独立した社外の弁護士に内部通報窓口を設け、内部通報制度により伝えられた情報を適切に活用する体制を構築しています。

以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入いたしました。しかしながら、その後当社を取り巻く外部環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備が行われたことから、株主の皆様並びに当社取締役会が適正な判断をするために必要な情報や時間を確保するという当買収防衛策の導入目的が一定程度担保される状況となりました。これを勘案し、当社は2013年5月13日開催の取締役会において、当買収防衛策の有効期限である2013年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、当買収防衛策を継続しないことを決議いたしました。

今後当社は、当社株式の取引状況や株主の異動を引き続き注視し、万一当社株式の大量買付を企図する者が現れた場合は、金融商品取引法の定める手続きに則り、当該大量買付者に適切な情報開示を求めるとともに、当社の判断や意見も公表することで、株主の皆様が大規模買付行為に対し適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めてまいります。



※人権委員会は2023年5月12日付設置

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備えた経営基盤の強化、および技術開発や設備投資による収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。この方針の下、これまで配当性向(連結)30%以上を目標としておりましたが、2022年度より配当性向の目標に加え、自己株式の取得を含めた総還元性向(連結)を株主還元の目標として新たに設定いたしました。当社は、カーボンニュートラルへの取組みを推進するため、洋上風力発電建設用の作業船等の設備投資を積極的に行う予定であり、総還元性向(連結)の目標を40%としております。

内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用していく考えであります。

(注) 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、記載金額を億円単位で表示している部分は、表示単位未満を四捨五入しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	508,179	(負債の部)	351,226
I 流動資産	377,377	I 流動負債	303,943
現金預金	50,489	工事未払金等	124,327
受取手形・完成工事未収入金等	269,912	短期借入金	32,429
有価証券	11	コマーシャル・ペーパー	9,999
未成工事支出金等	15,396	1年内償還予定の社債	10,000
棚卸不動産	1,191	未払法人税等	1,551
未収入金	22,114	未成工事受入金	50,747
その他	18,566	預り金	51,201
貸倒引当金	△307	完成工事補償引当金	909
		賞与引当金	3,073
		工事損失引当金	11,103
		その他	8,599
II 固定資産	130,802	II 固定負債	47,282
(1) 有形固定資産	91,763	社債	20,000
建物・構築物	13,891	長期借入金	21,265
機械、運搬具及び工具器具備品	26,818	再評価に係る繰延税金負債	3,679
土地	33,392	役員株式給付引当金	345
建設仮勘定	17,566	退職給付に係る負債	1,511
その他	94	その他	480
(2) 無形固定資産	3,660	(純資産の部)	156,953
(3) 投資その他の資産	35,378	I 株主資本	146,257
投資有価証券	22,459	資本金	30,449
繰延税金資産	5,796	資本剰余金	18,386
退職給付に係る資産	4,155	利益剰余金	97,931
その他	6,828	自己株式	△511
貸倒引当金	△3,862	II その他の包括利益累計額	10,588
資産合計	508,179	その他有価証券評価差額金	3,816
		繰延ヘッジ損益	842
		土地再評価差額金	3,977
		為替換算調整勘定	1,700
		退職給付に係る調整累計額	251
		III 非支配株主持分	107
		負債純資産合計	508,179

連結損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高	492,118	
完成工事高	10,087	502,206
その他の売上高		
II 売上原価	467,969	
完成工事原価	7,812	475,782
その他の売上原価		
III 売上総利益	24,149	
完成工事総利益	2,274	26,423
その他の売上総利益		
III 販売費及び一般管理費		22,304
営業利益		4,119
IV 営業外収益		
受取利息	383	
受取配当金	409	
その他の収益	331	1,124
V 営業外費用		
支払替の利息	953	
その他の費用	2,239	
経常利益	635	3,827
VI 特別利益		
固定資産売却益	242	
投資有価証券売却益	131	373
VII 特別損失		
固定資産の除却損	113	
その他	4	118
税金等調整前当期純利益		1,671
法人税、住民税及び事業税	3,477	
法人税等調整額	△2,411	1,065
当期純利益		605
非支配株主に帰属する当期純損失		△79
親会社株主に帰属する当期純利益		684

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式				
当 期 首 残 高	30,449	18,386	103,984	△564		152,257		
当 期 変 動 額								
剰余金の配当			△6,573			△6,573		
親会社株主に帰属する当期純利益			684			684		
土地再評価差額金の取崩			△64			△64		
自己株式の取得				△0		△0		
自己株式の処分				53		53		
持分法の適用範囲の変動			△99			△99		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	△6,053	52		△6,000		
当 期 末 残 高	30,449	18,386	97,931	△511		146,257		
	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	その 他 有価証券 評価差額金	繰 上 減 損	延 滞 益	土 地 再 評 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
当 期 首 残 高	3,227	△162	3,912	513	△148	7,342	186	159,786
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△6,573
親会社株主に帰属する当期純利益								684
土地再評価差額金の取崩								△64
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								53
持分法の適用範囲の変動								△99
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	589	1,004	64	1,186	400	3,246	△78	3,167
当期変動額合計	589	1,004	64	1,186	400	3,246	△78	△2,832
当 期 末 残 高	3,816	842	3,977	1,700	251	10,588	107	156,953

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 政 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 石 晃 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	495,506	(負債の部)	360,426
I 流動資産	362,445	I 流動負債	306,811
現金預金	46,471	工事未払金	120,901
受取手形	3,637	短期借入金	30,779
完成工事未収入金	258,339	コマーシャル・ペーパー	9,999
有価証券	11	1年内償還予定の社債	10,000
未成工事支出金	10,343	未払金	3,293
棚卸不動産	482	未払法人税等	1,337
材料貯蔵品	1,461	未成工事受入金	48,035
短期貸付金	1,012	預り金	63,169
未収入金	23,130	完成工事補償引当金	902
その他	17,866	賞与引当金	2,804
貸倒引当金	△311	工事損失引当金	10,850
		その他	4,735
II 固定資産	133,061	II 固定負債	53,615
(1) 有形固定資産	72,011	社債	20,000
建物・構築物	12,408	長期借入金	15,554
機械・運搬具	12,090	再評価に係る繰延税金負債	3,679
工具器具・備品	589	退職給付引当金	335
土地	31,475	役員株式給付引当金	345
リース資産	91	その他	13,700
建設仮勘定	15,356	(純資産の部)	135,079
(2) 無形固定資産	1,223	I 株主資本	126,441
(3) 投資その他の資産	59,826	(1) 資本金	30,449
投資有価証券	17,852	(2) 資本剰余金	18,386
関係会社株式	8,307	資本準備金	12,379
関係会社長期貸付金	22,368	その他資本剰余金	6,007
破産更生債権等	18	(3) 利益剰余金	78,115
長期前払費用	89	その他利益剰余金	78,115
繰延税金資産	5,336	固定資産圧縮積立金	69
その他	9,710	別途積立金	60,000
貸倒引当金	△3,857	繰越利益剰余金	18,046
資産合計	495,506	(4) 自己株式	△511
		II 評価・換算差額等	8,638
		(1) その他有価証券評価差額金	3,818
		(2) 繰延ヘッジ損益	842
		(3) 土地再評価差額金	3,977
		負債純資産合計	495,506

損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高	468,638	
完成工事高	426	469,065
その他の売上高	426	
II 売上原価	445,948	
完成工事原価	239	446,188
その他の売上原価	239	
売上総利益	22,689	
完成工事総利益	187	22,876
その他の売上総利益	187	
III 販売費及び一般管理費		20,092
営業利益		2,783
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	1,311	
その他の	225	1,537
V 営業外費用		
支払利息	955	
為替差損	2,237	
その他の	605	3,797
経常利益		523
VI 特別利益		
固定資産売却益	193	
投資有価証券売却益	131	325
VII 特別損失		
固定資産除却損	111	
その他の	4	116
税引前当期純利益		731
法人税、住民税及び事業税	2,963	
法人税等調整額	△2,400	563
当期純利益		168

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自 己 株 資 合 計	株 主 本 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計		
					その他利益剰余金			繰越利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	固定資産圧縮積立金	別途積立金					
当期首残高	30,449	12,379	6,007	18,386	74	60,000	24,510	84,585	△564	132,857	
当期変動額											
剰余金の配当							△6,573	△6,573		△6,573	
固定資産圧縮積立金の取崩					△5		5	-		-	
当期純利益							168	168		168	
土地再評価差額金の取崩							△64	△64		△64	
自己株式の取得									△0	△0	
自己株式の処分									53	53	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	△5	-	△6,464	△6,469	52	△6,416	
当期末残高	30,449	12,379	6,007	18,386	69	60,000	18,046	78,115	△511	126,441	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,227	△162	3,912	6,977	139,835
当期変動額					
剰余金の配当					△6,573
固定資産圧縮積立金の取崩					-
当期純利益					168
土地再評価差額金の取崩					△64
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	591	1,004	64	1,660	1,660
当期変動額合計	591	1,004	64	1,660	△4,755
当期末残高	3,818	842	3,977	8,638	135,079

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 政 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 石 晃 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社に赴き、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 稲 富 路 生 ㊞

常勤監査役 倉 石 英 明 ㊞

常勤監査役 菅 波 慎 ㊞

常勤監査役 竹 林 久 ㊞

(注) 監査役倉石英明、監査役菅波慎及び監査役竹林久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

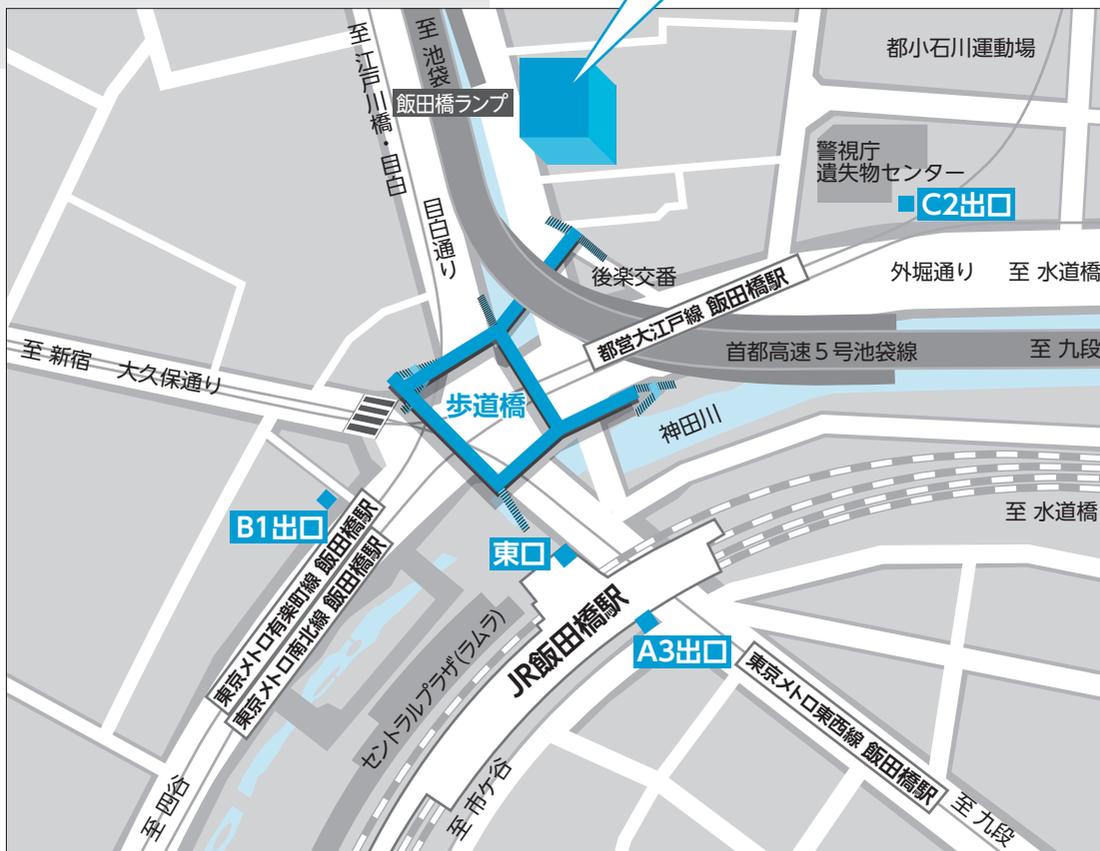
会場案内図



五洋建設 当社本店 11階会議室

東京都文京区後楽二丁目2番8号

TEL 03-3816-7111 (代表)



交通のご案内

J R 総武線
東京メトロ東西線
東京メトロ有楽町線
東京メトロ南北線
都営大江戸線

飯田橋駅
飯田橋駅
飯田橋駅
飯田橋駅
飯田橋駅

東 □
A 3 出口
B 1 出口
B 1 出口
C 2 出口

改札を出て左折 ⇒ 歩道橋へ
出口を出て直進 ⇒ 歩道橋へ
出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ
出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ
出口を出て右折 ⇒ 交番前を右へ



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。